

自転車保険

への加入は



義務

になります

令和6年

10/1~

賠償事例 約**9,500万円**

男子小学生が夜間自転車で走行中、歩行者の女性と衝突。女性が意識不明となり、事故を起こした小学生の母親に9,521万円の賠償命令。

岡山県では、令和6年3月22日に「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車利用者等の責務や役割、交通安全教育等について規定するとともに、10月1日からは、自転車損害賠償責任保険（共済）等への加入が義務となります。



岡山県
自転車条例の
ホームページ

Q&A等

義務の 対象者

自転車利用者

通勤・通学等で自転車を
使用している。

保護者

未成年者が自転車を
使用している。

事業者

従業員が業務で自転車を
使用している。

自転車貸付事業者

自転車を貸出している。

自転車保険（自転車損害賠償責任保険等）とは、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保証することができる保険を言います。



岡山県マスコット
「ももっち」



岡山県
OKAYAMA PREFECTURE